

## 太良町移住支援事業補助金交付要綱

令和元年9月30日

訓令第36号

改正 令和2年3月24日訓令第62号

### (趣旨)

第1条 太良町は、佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、太良町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、佐賀県と共同して行う太良町移住支援事業(以下「本事業」という。)において、東京圏から太良町に移住した者が、本事業の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において太良町移住支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することとし、その交付に関しては、佐賀県地方創生移住支援事業補助金交付要綱、佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領(以下「県実施要領」という。)、太良町補助金等交付規則(平成8年太良町規則第9号。)、その他法令及び関係通知のほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 太良町へ住民票を異動し、生活の本拠を太良町へ移すことをいう。
- (2) 中小企業等 補助金の対象として佐賀県又は他の都道府県が選定した法人であって、佐賀県又は他の都道府県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト(以下「マッチングサイト」という。)に求人情報を掲載した法人をいう。
- (3) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (4) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。
- (5) 起業支援金 県実施要領に基づき佐賀県が起業者に対して支出する起業支援金をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件を満たす者とし、かつ、世帯の申請をする場合にあっては第6号の

要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件として、次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京特別区に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区への通勤(雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ進学し、東京特別区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住する直前に、連続して1年以上、東京特別区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区への通勤をしていたこと。(ただし、東京特別区への通勤の期間については、移住する3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 佐賀県が移住支援事業の詳細の公表日以降からの転入であること。

(イ) 補助金の申請時において、移住後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 太良町に補助金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であつて永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

(ウ) その他町長が不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件として、次に掲げるア又はイの事項の全てに該当すること。

ア 一般の場合

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 補助金の対象とする就業先としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において当該中小企業等に連続して3か月以上在職していること。

- (オ) 上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が補助金の対象として掲載された日以降であること。
  - (カ) 当該中小企業等に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- イ 専門人材の場合
- (ア) プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業していること。
  - (イ) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
  - (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
  - (エ) 当該就業先において、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - (オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
  - (カ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
  - イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 本事業における関係人口に関する要件として、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
- ア 太良町で出生した者
  - イ 太良町での通算在住期間が10年以上の者
  - ウ 3親等以内の太良町在住の親族がいる者
  - エ 太良町が実施した移住支援施策等で接点がある者
  - オ 太良町へのふるさと納税を複数回実施したことがある者
- (5) 起業に関する要件として、起業支援金の交付決定を受けており、かつ、補助金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。
- (6) 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合に限る。)として、次に掲げる全て

に該当すること。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも佐賀県が移住支援事業の詳細の公表日以降からの転入であること。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請時において移住後3か月以上1年以内であること。
- オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、太良町移住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写し、その他の提示により本人確認できる書類の写し
- (2) 移住元の住民票の除票、その他の移住元での居住地及び在住期間を確認できる書類  
(世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員全員分)
- (3) 太良町移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書(様式第1号の2)
- (4) 別表1に掲げる証明書類等
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助金の申請日から5年以内に町での居住が困難となった場合又は補助金の申請日から1年以内に就業に関する要件を満たす職に在職することが困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、佐賀県及び太良町から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(交付の決定及び確定)

第7条 町長は、補助金の交付を決定し、及び確定したときは、太良町移住支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第3号)により通知した上、申請から3か月以内に補助金

を交付するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付の決定及び確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条に定める太良町移住支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書を受領後、速やかに太良町移住支援事業補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じて当該各号の事項に該当する場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 補助金の申請日から3年未満に太良町から転出した場合

ウ 補助金の申請日から1年以内に補助金の就業に関する要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 補助金の申請日から3年以上5年以内に太良町から転出した場合

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日訓令第62号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和元年10月1日から令和2年3月31日までに転入した者については、第3条第1号アに掲げる事項にかかわらず、次の事項のいずれかに該当することを移住元に関する要件とする。

(ア) 移住する直前に、連続して5年以上、連続して東京特別区に在住していたこと。

(イ) 移住する直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、移住する3か月前の時点において、連続して5年以上、東京特別区の企業等への通勤又は法人経営者若しくは個人事業者として東京特別区に通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)をしていたこと(連続して5年以上通勤していた東京特別区の企業等又は法人経営者若しくは個人事業

主を辞めてから、移住するまでの間に、東京特別区外であって佐賀県とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合を除く。)

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年3月23日より適用する。ただし、令和2年4月1日から令和3年3月22日までに転入した者に対する移住支援金の要件の適用については、なお従前の例による。

別表1(第5条関係)

区分	証明書類等
就業に関する要件(一般)により補助金の交付を受けようとする者	就業証明書(太良町移住支援事業補助金交付申請用)(様式第2号の1)
就業に関する要件(専門人材)により補助金の交付を受けようとする者	就業証明書(太良町移住支援事業補助金交付申請用)(様式第2号の2)
テレワークにより補助金の交付を受けようとする者	就業証明書(太良町移住支援事業補助金交付申請用)(様式第2号の3)
起業により補助金の交付を受けようとする者	起業支援金の交付決定通知書の写し
東京特別区以外の東京圏から東京特別区の企業等へ通勤していた者	東京特別区で通勤していた企業等の就業証明書、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
東京特別区以外の東京圏から東京特別区の企業等へ通勤していた法人経営者又は個人事業主	開業届出済証明書、移住元での在勤地を確認できる書類、個人事業等の納税証明書及び移住元での在勤期間を確認できる書類
東京特別区内の大学等へ進学し、かつ、東京特別区内の企業等へ就職した者で、通学期間を移住元の対象期間へ加算を希望する者	大学等での在籍期間を確認できる書類